

令和6年10月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

知多市長 宮島 壽男

市町村名（市町村コード）	知多市（232246）
地域名（地域内農業集落名）	南粕谷地区（南粕谷）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日（第1回）

1 地域における農業の将来のあり方

(1) 地域農業の現状と課題

地区内農地は73%が田、27%が畑であり、ほ場整備済であるが、古いほ場整備であり1筆毎の農地が小さく、大型の農業機械などの活用がやや困難であり、農業生産の効率化が進んでいない。また、担い手への農地集積率が6.9%であり、農地集積があまり進んでいない。

農業者の高齢化による担い手不足により耕作をしていない農地が増加傾向であり、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

1筆毎の農地が小さいので、農業生産の効率化を図るため、再ほ場整備などの基盤整備を含む土地改良事業の検討を行う。

水稻を主要農産物とし、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、担い手への農用地の集積・集約化を進め、農業生産性の向上を図る。

畑作についても、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、収益性の高い作物の生産を促す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち、農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域農用地区域内の農地（多面的機能支払交付金事業実施区域）及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用をはかるために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針

今後、地域の生産者の高齢化による離農が予想されるため、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、担い手として定着を図り、その担い手に農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業経営の安定と農村環境保全のため、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るために、再ほ場整備などの基盤整備を含む土地改良事業の検討を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・農業委員会・農林水産事務所・農業大学校・JA・土地改良区などと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農村環境の保全を行う。									